

又、昭和四年三月十日、本会協会の定章を改定し、之を施行す。

8. 横濱支部の設置を定む。

又、昭和四年三月十日、本会協会の定章を改定し、之を施行す。

10

一、報告

1. 一月の経過を報告す。

会務報告 信白日記

2. 三月十日、本会協会の定章を改定す。

米倉儀尚亮

二、決議

1. 本会協会の定章を改定し、之を施行す。

米倉儀尚亮

ト、二月一日、本会協会の定章を改定し、之を施行す。三月十日、本会協会の定章を改定し、之を施行す。

(1) 本会協会の定章を改定し、之を施行す。

(2) 本会協会の定章を改定し、之を施行す。

(3) 本会協会の定章を改定し、之を施行す。

(4) 本会協会の定章を改定し、之を施行す。

(5) 本会協会の定章を改定し、之を施行す。

(6) 本会協会の定章を改定し、之を施行す。

(7) 本会協会の定章を改定し、之を施行す。

(8) 本会協会の定章を改定し、之を施行す。

本会協会の定章を改定し、之を施行す。三月十日、本会協会の定章を改定し、之を施行す。

本会協会の定章を改定し、之を施行す。三月十日、本会協会の定章を改定し、之を施行す。